

公布された規則のあらまし

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県手数料徴収条例の改正により、特定免許情報記録手数料等が新設されたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第3条、別表第1、別表第2関係）
- (2) 静岡県手数料徴収条例の改正により、保管場所標章交付手数料等が廃止されたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、別表第1、別表第2関係）
- (3) 静岡県手数料徴収条例の改正により、宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料が新設されたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則は、1の(1)については令和7年3月24日から、(2)については同年4月1日から、(3)については同年5月26日から施行することとしました。

◇宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由

宅地造成等規制法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 宅地造成等に関する工事に係る申請の手続等に関し、必要な様式、添付書類等を定めました。（第3条、第4条、第6条～第21条、様式第2号～様式第17号関係）
- (2) 宅地造成等に関する工事の構造上の技術的基準の特例を定めました。（第5条、別表関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、令和7年5月26日から施行することとしました。